

平成17年度

平成17年度				事後評価							
事業名(箇所名)	川崎東扇島防波堤東灯台		担当課	海上保安庁交通部計画運用課			事業主体	海上保安庁			
			担当課長名	三村 孝慈							
実施箇所	京浜港川崎区(東扇島防波堤東端)										
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業										
事業諸元	灯塔(RC)、LED灯器、太陽電池装置、蓄電池										
事業期間	事業採択	平成12年度	完了	平成12年度							
総事業費(億円)	採択時	0.21		完了時	0.14						
目的・必要性	川崎港は、東京湾内に位置し、東京・横浜と並ぶ特定重要港湾であり、首都圏の物流拠点として重要な役割を果たしており、同港東扇島地区にはコンテナバースを含め外資10バース、内資15バースの計25バースの公共係船施設が整備されており、船舶の航行が頻繁な状況にある。 港内の静穏度を高めるための東防波堤の東端が、平成10年12月に完成したことから、同防波堤先端に港湾標識を整備し、船舶交通の安全と運航能率の向上を図る。										
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	通航船舶隻数 計画時 215隻／年 → 実績 225隻／年										
事業全体の投資効率性	基準年度		平成17年度								
	B:総便益(億円)		0.57	C:総費用(億円)		0.21	B/C	2.65	B-C	0.35	EIRR(%)
事業の効果の発現状況	運航経費節減時間 38時間／年										
事業実施による環境の変化	特になし										
社会経済情勢等の変化	特になし										
今後の事後評価の必要性	今後とも便益の発生が見込まれることから、今後の事後評価は必要なし										
改善措置の必要性	便益が十分に発生しているため、必要なし										
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	特になし										
対応方針	対応なし										
対応方針理由	-										
その他	-										

川崎東扇島防波堤東灯台

